

公印省略

5 薬第1679号
令和5年12月19日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課麻薬係)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」
の公布について

このことについて、厚生労働省医薬局長から別添のとおり通知がありました
ので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。

医薬発1213第1号
令和5年12月13日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬局長
(公印省略)

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の公布について

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）については、本日別添1のとおり公布され、順次施行することとされたところです。

改正の趣旨及び改正法の主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いします。

記

第1 改正の趣旨

医療及び産業の分野における大麻草の適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするための規定の整備、大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

第2 改正法の主な内容

1 大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部改正

- (1) 題名を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めること。（題名関係）
- (2) 総則

ア 大麻草の栽培の規制に関する法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法と相まって、大麻

の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とすること。(第1条関係)

イ 「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいうものとすること。
(第2条第1項関係)

ウ 「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)をいうものとすること。(第2条第2項関係)

エ 「大麻草採取栽培者」とは、(3)のアの都道府県知事の免許を受けて、種子又は纖維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。
(第2条第4項関係)

オ 「大麻草研究栽培者」とは、(4)のアの厚生労働大臣の免許を受けて、大麻草を研究する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。(第2条第5項関係)

カ 「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいい、大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならないものとすること。(第2条第3項及び第3条関係)

(3) 大麻草採取栽培者

ア 大麻草採取栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事(以下「都道府県知事」という。)の免許(以下この(3)において「免許」という。)を受けなければならないものとすること。(第5条第1項関係)

イ 次のいずれかに該当する者には、免許を与えないものとすること。(第5条第2項関係)

(ア) サにより免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者

(イ) 麻薬中毒者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられた者

(エ) 未成年者

(オ) 心身の故障により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(カ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(ア)及び3の(2)のアにおいて「暴力団員等」という。)

(キ) 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者があるもの

(ク) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

ウ 大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、15日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。(第6条第3項関係)

- エ 免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又はサにより当該免許が取り消されたときは、15日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならないものとすること。(第7条第5項関係)
- オ 免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとすること。(第8条関係)
- カ 大麻草採取栽培者(免許の有効期間が満了した者を含む。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年について、その翌年の1月31日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならないものとすること。(第9条関係)
- (ア) 大麻草の作付面積
- (イ) 当該年中に採取した大麻草の纖維の数量
- (ウ) 当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量
- (エ) 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
- (オ) 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量
- (カ) その他厚生労働省令で定める事項
- キ 大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載するとともに、当該帳簿を、最終の記載の日から2年間、保存しなければならないものとすること。(第10条関係)
- (ア) 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日
- (イ) 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所
- (ウ) コの(ア)により届け出た大麻の品名及び数量
- (エ) その他厚生労働省令で定める事項
- ク 都道府県知事の許可を受けたとき、又はケの(イ)の届出をしたときを除き、大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならないものとすること。(第11条関係)
- ケ 大麻の廃棄に関する事項
- (ア) 大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならないものとすること。(第12条第1項関係)
- (イ) 大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならないものとすること。(第12条第2項関係)
- コ 大麻の滅失等事故の届出義務に関する事項

(ア) 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。(第12条の2第1項関係)

(イ) 都道府県知事は、(ア)の届出を受けたときは、速やかに、(ア)の事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとすること。(第12条の2第2項関係)

サ 都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又はイの(イ)から(ウ)までのいずれかに該当するに至ったときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができるものとすること。(第12条の3第1項関係)

シ 免許の取消しを受ける場合等における届出義務に関する事項

(ア) 大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。(第12条の4第1項関係)

(イ) (ア)の届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとすること。(第12条の4第2項関係)

(ウ) 大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、30日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。(第12条の4第3項関係)

ス 免許期間満了者等が大麻を譲り渡した場合における届出義務に関する事項

(ア) 免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、サ又はシの(イ)による免許の取消しを受けた者及びシの(ウ)により届け出なければならない者(以下このスにおいて「免許期間満了者等」という。)については、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から50日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、又は免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、麻薬

及び向精神薬取締法の禁止規定を適用しないものとすること。(第12条の5第1項関係)

(4) 免許期間満了者等が(ア)により大麻を譲り渡したときは、15日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならないものとすること。

(第12条の5第2項関係)

(4) 大麻草研究栽培者

ア 大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許(以下この(4)において「免許」という。)を受けなければならぬものとすること。(第13条第1項関係)

イ 免許を申請する者又は免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないものとすること。(第13条第4項関係)

ウ 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の12月31日までとすること。(第14条関係)

エ 大麻草研究栽培者は、その所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならぬものとすること。(第16条関係)

オ 免許について、大麻草採取栽培者の免許の規制に準じた措置を講ずるものとすること。(第13条第2項、第15条第1項及び第17条第1項関係)

(5) 都道府県は、大麻草の栽培の規制に関する法律に基づき都道府県知事が行う免許その他大麻草の栽培の規制に必要な費用を支弁しなければならないものとすること。(第22条関係)

(6) 罰則等

ア 大麻から製造された医薬品の施用・受施用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除すること。(改正前第3条、第4条第1項、第24条、第24条の2、第24条の3第1項第1号及び第2号、第2項並びに第3項並びに第24条の7関係)

イ 大麻草の栽培の規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。(第24条及び第24条の3から第28条まで関係)

(7) その他所要の改正を行うこと。

2 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正

(1) 総則

ア 「第一種大麻草採取栽培者」とは、1の(3)のアの都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品(大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに

限る。) の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。(第 2 条第 4 項関係)

イ 「第二種大麻草採取栽培者」とは、1 の(4)のアの厚生労働大臣の免許を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第 2 条第 1 項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとすること。(第 2 条第 5 項関係)

(2) 第一種大麻草採取栽培者

ア 第一種大麻草採取栽培者について、大麻草採取栽培者として、1 の(3)の規定を適用するものとすること。(第 5 条から第 7 条まで、第 9 条から第 12 条まで、第 12 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 12 条の 7 第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 12 条の 8 第 1 項関係)

イ 第一種大麻草採取栽培者が、その免許の有効期間における各年について都道府県知事に報告しなければならない事項として、(4)のアの方法による処理をしていない大麻草の種子(以下この 2 において「発芽不能未処理種子」という。)の品名及び数量を追加するものとすること。(第 9 条第 3 号から第 5 号まで関係)

ウ 第一種大麻草採取栽培者が、その事務所に備えた帳簿に記載しなければならない事項として、発芽不能未処理種子、麻薬(キの大麻草の加工の過程において製造された物に限る。以下この 2 において同じ。)及び播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量等を追加するものとすること。(第 10 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号関係)

エ 第一種大麻草採取栽培者が、その所有する大麻等につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときに都道府県知事に届け出なければならない事項として、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量を追加するものとすること。(第 12 条の 2 第 1 項関係)

オ 第一種大麻草採取栽培者は、3 の(1)のエに定める物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならないものとすること。(第 12 条の 3 第 1 項関係)

カ 第一種大麻草採取栽培者は、オの含有量が基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならないものとすること。(第 12 条の 3 第 2 項関係)

キ 第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であって厚生労働省令で定めるときを除き、大麻草の加工(大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下このキ及びケにおいて同じ。)をしようとするときは、1 月から 6 月まで及び 7 月から 12

月までの期間（ケにおいて「半期」という。）ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならないものとすること。（第12条の4第1項関係）

ク キの許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、キの事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすること。（第12条の4第2項関係）

ケ キの許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、当該許可を受けた半期の期間経過後30日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並びに加工をした品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとすること。（第12条の4第3項関係）

コ 厚生労働大臣は、キの許可を与えたとき、又はケの報告を受けたときは、速やかに、その旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとすること。（第12条の4第4項関係）

サ 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとすること。（第12条の5関係）

シ 厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、又はその業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、キの許可を取り消し、又は期間を定めて、キの大麻草の加工の中止を命ずることができるものとすること。（第12条の6第3項関係）

（3）第二種大麻草採取栽培者

ア 第二種大麻草採取栽培者について、1の(4)の大麻草研究栽培者に関する規定の対象に追加するものとすること。（第13条第1項及び第2項並びに第15条第1項関係）

イ 第二種大麻草採取栽培者について、第一種大麻草採取栽培者に関する規制に準じた措置を講ずるものとすること。（第16条第1項及び第17条第1項関係）

（4）大麻草の種子の取扱い

ア 大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、他の大麻草栽培者に譲り渡す場合その他厚生労働省令で定める場合を除き、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならないものとすること。（第18条関係）

- イ 発芽不能未処理種子は、次のいずれかに該当する場合であって、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときを除き、輸入してはならないものとすること。(第19条第1項関係)
- (ア) 大麻草栽培者が輸入する場合
- (イ) 発芽不能未処理種子を輸入し、アの方法による処理をする場合
- ウ イの(イ)に係る許可を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から3月以内に、イの(イ)に定める方法による処理をしなければならないものとすること。(第19条第2項関係)
- エ アの方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならないものとすること。(第20条関係)
- オ 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができるものとすること。(第21条関係)
- カ 厚生労働大臣は、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができるものとすること。(第21条の2第1項関係)
- キ 同一人が2以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、大麻草の栽培の規制に関する法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格ごとに、それぞれ別個の者とみなすこととする。(第21条の3関係)
- (5) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、大麻草の栽培の規制に関する法律の施行のため特に必要があると認めるとときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に關係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができるものとすること。(第22条の3第1項関係)
- (6) 大麻草の種子の取扱いの規制に関する罰則の規定の整備を行うこと。(第24条の6第4号及び第5号並びに第26条第2号関係)
- (7) その他所要の改正を行うこと。

3 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の一部改正

(1) 定義等

- ア 「大麻」とは、1の(2)のウの大麻をいうものとすること。(第2条第1項第1号の2関係)

- イ 「麻薬中毒」とは、麻薬又はあへんの慢性中毒をいうものとすること。
(第2条第1項第24号関係)
- ウ 化学的変化(代謝を除く。)により容易に麻薬及び向精神薬取締法別表第1に掲げる物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、麻薬及び向精神薬取締法の規定を適用するものとすること。(第2条第2項関係)
- エ 「六a・七・八・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—一オール(別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類」を麻薬に追加するものとすること。(別表第1第42号関係)
- オ 「六a・七・十・十a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—一オール(別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類」を麻薬に追加するものとすること。(別表第1第43号関係)
- カ その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下のエに定める物を含有する物であって、エに定める物以外の麻薬を含有しないものを、麻薬から除外するものとすること。(別表第1第78号関係)
- キ エ又はオに定める物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品(大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び麻薬を人為的に含有させたものを除く。)を、麻薬から除外するものとすること。(別表第1第78号ハ関係)

(2) 免許に関する事項

- ア 麻薬輸入業者等の免許について、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当する者には、当該免許を与えないことができるものとすること。(第3条第3項関係)
- イ 向精神薬輸入業者等の免許について、アに準じた改正を行うものとすること。(第50条第2項第2号関係)
- (3) 麻薬の譲渡し等に関する事項(第24条第1項第4号から第6号まで、第26条第1項及び第3項、第28条第1項第3号から第5号まで、第29条並びに第32条第1項関係)
- ア 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことを可能にすること等、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の所持する大麻に関する規制に関する規定の整備を行うこと。
- イ 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者について、アに準じた措置を講ずるものとすること。

- (4) 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとすること。(第 20 条第 1 項第 2 号関係)
- (5) その他所要の改正を行うこと。

4 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。(附則第 1 条関係)

ア (3)の一部 公布の日

イ 2、3 の(3)のイ、(4)及び(5)の一部並びに(3)の一部 公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 検討

政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。(附則第 2 条関係)

(3) 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。(附則第 3 条から第 29 条まで関係)

(号外)
独立行政法人国立印刷局

〔告示〕

〔目次〕

〔法律〕

- 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(八四)
- 官報の発行に関する法律(八五)
- 官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(八六)

〔府令〕

- 内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七七)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一五四)
- 電気事業法施行規則及びガス事業法施行規則の一部を改正する省令(経済産業五六)

- (4) 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量

(5) 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量

(6) その他厚生労働省令で定める事項

(7) 大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載するとともに、当該帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならないものとした。(第一〇条関係)

(1) 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日

(2) 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

(3) (6)の(1)により届け出た大麻の品名及び数量

(4) その他厚生労働省令で定める事項

(八) 都道府県知事の許可を受けたとき、又は(9)の(2)の届出をしたときを除き、大麻草採取栽培者は、その所有する大麻をその栽培地外へ持ち出してはならないものとした。

(第一一条関係)

(九) 大麻の廃棄に関する事項

(1) 大麻草採取栽培者は、その栽培地において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出て、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならないものとした。

(第一二条第一項関係)

(2) 大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならないものとした。(第一二条第二項関係)

(3) 大麻の滅失等事故の届出義務に関する事項

(2) 都道府県知事は、(1)の届出を受けたときは、速やかに、(1)の事項を厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとした。(第一二条の二第一項関係)

都道府県知事は、大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又は(2)の(2)から(8)までのいずれかに該当するに至ったときは、免許を取り消し、又は期間を走めて、大麻草の栽培の中止を命ぜることができるものとした。(第一二条の三第一項関係)

免許の取消しを受ける場合等における届出義務に関する事項

(1) 大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないものとした。(第一二条の四第一項関係)

(2) (1)の届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとした。(第一二条の四第二項関係)

(3) 大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、(1)の事項を都道府県知事に届け出なければならないものとした。(第一二条の四第三項関係)

- (三) 免許期間満了者等が大麻を譲り渡した場合における届出義務に関する事項

(1) 免許の有効期間が満了した者（引き免許を受けていた者を除く。）又は(1)の(2)による免許の取消を受けた者及び(3)の(3)により届け出なければならない者（以下この(3)において「免許期間満了者等」という。）については、免許期間満了者がこれらの方の生じた日から五年以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻草栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、又は免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、麻薬及び向精神薬取締法の禁止規定を適用しないものとした。（第二十二条の五第一項関係）

(2) 免許期間満了者等が(1)により大麻を譲り渡したときは、一五日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受け人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならないものとした。（第二十二条の五第二項関係）

(3) 大麻草研究栽培者

(一) 大麻草研究栽培者になろうとする者は、厚生省衛生省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許（受けなければならぬ旨）と/orを受けるなければならないものとした。（第一二三条第一項関係）

(二) 免許の申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないとした。（第一二三条第四項関係）

(三) 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の一二月三一日までとするとした。（第一四条関係）

(四) 大麻草研究栽培者は、その所有する大麻栽培地において現に生育するものを除く。を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとした。（第一六条関係）

(五) 免許について、大麻草採取栽培者の免許の規制に準じた措置を講ずるものとした。（第一三条第二項、第一五一条第一項及び第一七条第一項関係）

- 都道府県は、大麻草の栽培の規制に関する法律に基づき都道府県知事が行う免許その他大麻草の栽培の規制に必要な費用を支弁しなければならないものとした。(第二二条関係)

(一) 大麻から製造された医薬品の適用・受用等を禁止する規制及び当該規制に関する罰則の規定を削除するものとした。(改正前第二条、第四条第一項、第二四条、第二四条の二、第二四条の三第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項並びに第二四条の七関係)

(二) 大麻草の栽培の規制に関する罰則の規定の整備を行うこととした。(第二四条及び第二四条の三)(第二八条関係)

二 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正
関係

1 総則

(一) 「第一種大麻草採取栽培者」とは、一の都道府県知事の免許を受けて、大麻草から製造される製品(大麻草としての形状を有しないものを含み、種子又は成熟した茎の製品その他の厚生労働省令で定めるものに限る。)の原材料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとした。(第二条第四項関係)

(二) 「第二種大麻草採取栽培者」とは、一の薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第一項に規定する医薬品の原料を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいうものとした。(第二条第五項関係)

二 第一種大麻草採取栽培者

(一) 第一種大麻草採取栽培者について、大麻草採取栽培者として、一のの規定を適用するものとした。(第五条、第七条、第九条、第一二条、第一二条の六、第一項及び第二项、第一二条の七第一項、第三項及び第四项並びに第一二条の八第一項関係)

(二) 第一種大麻草採取栽培者が、その免許の有効期間における各年について都道府県知事に報告しなければならない事項として、4の(1)の方法による処理をしていない大麻草の種子(以下この二において「発芽不能未処理種子」という。)の品名及び数量を追加するものとした。(第九条第三号、第五号関係)

(三) 第一種大麻草採取栽培者が、その事務所に備えた帳簿に記載しなければならない事項として、発芽不能未処理種子、麻葉(?)の大麻草の加工の過程において製造された物に限る。(以下この二において同じ。)及び播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量等を追加するものとした。(第一〇条第一項第一号、第二項及び第四号関係)

(四) 第一種大麻草採取栽培者が、その所有する大麻等につき、滅失、盜取、所在不明その他事故が生じたときに都道府県知事に届け出なければならない事項として、発芽不能未処理種子及び麻葉の品名及び数量を追加するものとした。(第一二条の二第一項関係)

(五) 第一種大麻草採取栽培者は、(三)の1の(四)に定める物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならないものとした。(第一二条の三第三項関係)

(六) 第一種大麻草採取栽培者は、(五)の含有量が基準を超える大麻草を栽培するに至ったときは、速やかに当該大麻草の栽培を中止しなければならないものとした。(第一二条の三第二項関係)

(七) 第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であつて厚生労働省令で定めるときを除き、大麻草の加工(大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。(以下この(七)及び(八)において同じ。)をしようとするときは、一月から六月末まで及び七月から一二月までの期間(6月において「半期」という。)ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けようとする者は、厚生労働大臣で定めるところにより、(七)の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとすることとした。(第一二条の四第二項関係)

(九) 出の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者者は、当該許可を受けた半期の期間経過後三〇日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並びに加工をした品目その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならないものとすることとした。(第一二条の四第三項関係)

(十) 厚生労働大臣は、(七)の許可を与えたときは、又は内の報告を受けたときは、速やかにその旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとした。(第一二条の四第四項関係)

(十一) 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻薬を、当該者が当該麻薬を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻(栽培地において現に生育するものを除く。)を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならないものとした。(第一二条の五関係)

(十二) 厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定等に違反したとき、又はその業務に関する罪若しくは不正の行為をしたときは、其の許可を取り消し、又は期間を定めて、(七)の大麻草の加工の中止を命ずることができるものとした。(第一二条の六第三項関係)

(十三) 第二種大麻草採取栽培者について、一の4の大麻草研究栽培者に関する規定の対象に追加するものとした。(第一二条第一項及び第二項並びに第一五条第一項関係)

(十四) 第二種大麻草採取栽培者について、第一種大麻草採取栽培者に関する規定に準じた措置を講ずるものとした。(第一六条第一項及び第一七条第一項関係)

(十五) 大麻草の種子の取扱い

大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、他の大麻草栽培者に譲り渡す場合その他の厚生労働省令で定める場合を除き、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならないものとした。(第一八条関係)

(二) 発芽不能未処理種子は、次のいずれかに該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときを除き、輸入してはならないものとした。(第一九条第一項関係)

(1) 大麻草栽培者が輸入する場合

(2) 発芽不能未処理種子を輸入し、〔〕の方法による処理をする場合

(三) 「」の(2)に係る許可を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から三月以内に、〔〕の(2)に定める方法による処理しなければならないものとした。(第一九条第二項関係)

(四) 「」の方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の証明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならないものとした。(第二〇条関係)

(五) 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に歸属した大麻草の種子について必要な処分をすることができるものとした。(第二二条関係)

(六) 同一人が2以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、大麻草の栽培の規制に関する法律の規定にかかわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができるものとした。(第二二条の二第一項関係)

6 大麻草の種子の取扱いの規制に関する罰則の規定の整備を行うこととした。(第二四条の六第四号及び第五号並びに第三六条第二号関係)

(二) 麻薬及び向精神薬取締法の一部改正関係

(1) 「大麻」とは、一の2の(三)の大麻をいうものとした。(第二条第一項第一号の二関係)

(2) 「麻薬中毒」とは、麻薬又はあへんの慢性中毒をいうものとした。(第二条第一項第二四号関係)

(3) 化学的変化(代謝を除く。)により容易に物を生成するものとして政令で定めるものについては、麻薬とみなして、麻薬及び向精神薬取締法の規定を適用するものとした。(第二条第二項関係)

(4) 「六a・七・八、一〇a・テトラヒドロ一ハ・六・九・トリメチル一二一ベンチル一六H-ジベンゾ[b・d]ビラン一一オール(別名)テルタ九テトラヒドロカンナビノール 及びその塩類」を麻薬に追加するものとした。(別表第一(第四二号関係))

(五) 「六a・七・〇・一〇a テトラヒドロ一六・六・九・トリメチル一二一ベンチル一六H-ジベンゾ[b・d]ビラン一一オール(別名)テルタ八テトラヒドロカンナビノール 及びその塩類」を麻薬に追加するものとした。(別表第一(第四三号関係))

(六) その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の例に定める物を含有する物であつて、四に定める物以外の麻薬を含有しないものを、麻薬から除外するものとした。(別表第一(第七八号口関係))

- (四) 又は(五)に定める物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品(大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び麻薬を人為的に含有させたものを除く)を、麻薬から除外するものとした。(別表第一 第七八号ハ関係)
- 2 免許に関する事項
- (一) 麻薬輸入業者等の免許について、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当する者には、当該免許を与えないことができるものとした。(第三条第三項関係)
- (二) 向精神薬輸入業者等の免許について、(一)に準じた改正を行うものとした。(第五〇条第二項第二号関係)
- 3 麻薬の譲渡し等に関する事項(第二四条第三項第四号～第六号、第二六条第一項及び第九条並びに第三二条第一項関係)
- (一) 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことを可能にすること等、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の所持する大麻に関する規制に関する規定の整備を行うこととした。
- (二) 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとした。(第二〇条第一項第二号関係)
- 4 第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとした。(附則第一条関係)

- 四 検討
- 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。(附則第二条関係)
- (一) 官報には、(一)の規定により官報をもつて行うこととされる公布又は公示の対象となる事項(以下「公布等事項」という)のほか、法令の規定に基づき國の機関が行う告示の対象となる事項等を掲載するものとした。
- (二) 官報には、公布等事項及び(一)の事項のほか、國の機関の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきもの等を掲載することができるとした。
- (三) 官報の発行は、内閣総理大臣が、官報ファイルに記録された公文書館等の手数料を国又は受託者に納めなければならないこととした。(第一四条関係)

- 五
- (一) 内閣総理大臣は、官報の発行をしたときは、内閣府令で定める期間(以下「閲覧期間」という)、繼續して閲覧等のための措置をとることなどに、法令その他の内閣府令で定める事項については、閲覧期間等の経過後においても引き続いて当該措置をとることとした。(第八条関係)
- (二) 内閣総理大臣は、災害等の事情が生じたことにより、(一)の規定による措置をとることができなくなつたときは、内閣府令で定めることにより、官報掲載事項を記載した書面を内閣府の掲示場に掲示することにより官報の発行を行ふことができることとした。(第一一条関係)
- 六 罰則
- (一) この法律は、一部の規定を除き、官報の発行に係る手続等の在り方について検討を行つたところにより、官報掲載事項を記載した書面を内閣府の掲示場に掲示することにより官報の発行を行ふことができることとした。(附則第七条関係)
- (二) この法律は、一部の規定を除き、官報の発行に係る手續等の在り方について検討を行つたところにより、官報掲載事項を記載した書面を内閣府の掲示場に掲示することにより官報の発行を行ふことができることとした。(附則第七条関係)

- 七 附則
- (一) この法律の施行に際し必要な経過措置を定めることとした。(附則第二条～第六条関係)
- (二) 政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況、デジタル社会の形成の状況等を勘案し、官報の発行に係る手續等の在り方について検討を行ふとともに、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(附則第七条関係)
- (三) この法律は、一部の規定を除き、官報の発行に係る手續等の在り方について検討を行つたところにより、官報掲載事項を記載した書面を内閣府令で定める日から施行することとした。
- 八
- (一) 官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(法律第八六号)(内閣府本部)
- (二) 官報の発行に関する法律の施行に伴い、鉄道抵当法ほか六の関係法律について規定の整備を行つとともに、所要の経過措置を定める」ととした。
- (三) この法律は、一部の規定を除き、官報の発行に関する法律の施行の日から施行することとした。

法 律

第四条 削除

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律をこのに公布する。

御名 御璽

令和五年十二月十三日

内閣總理大臣 岸田 文雄

法律第八十四号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律

(大麻取締法の一部改正)

第一条 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大麻草の栽培の規制に関する法律

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 大麻草採取栽培者(第五条—第十二条の五)
- 第三章 大麻草研究栽培者(第十三条—第十七条)
- 第四章 監督(第十八条—第二十一条)
- 第五章 雑則(第二十二条—第二十三条)
- 第六章 罰則(第二十四条—第二十八条)
- 附則

第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第一条第三項中「大麻研究者」を「大麻草研究栽培者」に、「都道府県知事」を「第十三条第一項の規定により厚生労働大臣」に、「大麻」を「大麻草」に、「大麻草を栽培し、又は大麻を使用する」を「大麻草を栽培する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「大麻栽培者」を「大

草採取栽培者」に改め、「とは」の下に「第五条第一項の規定により」を加え、「繊維若しくは種子」を「種子又は繊維」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「大麻取扱者」を「大麻草栽培者」に、「大麻栽培者及び大麻研究者」を「大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいう。
この法律で「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)をいう。

第三条 大麻草栽培者でなければ大麻草を栽培してはならない。

第四条 削除

第二章 免許

第五条第一項中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に、「の定める」を「で定める」に、「都道府県知事の免許」を「栽培地の属する都道府県の知事(以下「都道府県知事」という。)の免許(以下この章において単に「免許」という。)に改め、同条第一項中「大麻取扱者免許」を「免許」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第十二条の三第一項の規定により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者

第五条第二項に次の三号を加える。
六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)

七 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条第一項中「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者免許」を「免許」に改め、同条に次の一項を加える。

六 大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿の登録事項に変更を生じたときは、十五日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第七条第一項中「大麻取扱者免許を」を「免許を」に、「大麻取扱者名簿」を「大麻草採取栽培者名簿」に、「大麻取扱者免許証を交付する」を「免許証を交付するものとする」に改め、同条第二項中「前項」を削り、同条に次の三項を加える。

3 大麻草採取栽培者は、免許証を毀損し、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、かつ、毀損した場合には当該免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

4 大麻草採取栽培者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、当該免許証を都道府県知事に返納しなければならない。

5 免許を受けた者は、当該免許の有効期間が満了したとき、又は第十二条の三第一項の規定により当該免許が取り消されたときは、十五日以内に、免許証を都道府県知事に返納しなければならない。

第八条中「大麻取扱者免許」を「免許」に、「免許の日からその年」を「当該免許の日からその年の属する年の翌々年」に改める。

第九条から第十一条までを次のように改める。

第九条 大麻草採取栽培者の免許の有効期間が満了した者を含む。は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間における各年にについて、その翌年の一月三十一日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

一 大麻草の作付面積

二 当該年中に採取した大麻草の繊維の数量

三 当該年の初めに所持した大麻の品名及び数量

四 当該年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量

五 当該年の末日に所持した大麻の品名及び数量

六 その他厚生労働省令で定める事項

第十一条 大麻草採取栽培者は、その事務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 採取し、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日

二 譲渡し又は譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所

三 第十二条の二第一項の規定により届け出た大麻の品名及び数量

四 その他厚生労働省令で定める事項

2 大麻草採取栽培者は、前項の規定により届け出た大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたとき、又は次条第二項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

第三章の章名を削る。

第十二条を次のように改める。

第十三条 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量について都道府県知事に届け出、厚生労働省令で定める方法により当該大麻を廃棄しなければならない。

2 大麻草採取栽培者は、その栽培地外において、その所有する大麻を廃棄しようとするときは、廃棄する大麻の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出、当該職員の立会いの下に当該大麻を廃棄しなければならない。

第十二条の次に次の四条及び章名を加える。

第十四条 大麻草採取栽培者は、その所有する大麻につき、滅失、盜取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、同項に規定する事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第十五条 大麻草採取栽培者は、この法律の規定、この法律の規定に基づく都道府県知事の処分若しくはこの法律に規定する免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、その業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたとき、又は第五条第二項第二号から第八号までのいずれかに該当するに至つたときは、免許を取り消し、又は期間を定めて、大麻草の栽培の中止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消したときは、大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消するものとする。

3 大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めることにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻の品名及び数量

2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出に係る免許を取り消すものとする。

3 大麻草採取栽培者が死し、又は解散したときは、相続人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、厚生労働省令で定めるところにより、三十日以内に、当該大麻草採取栽培者の免許証を添えて、その旨、現在の大麻草の作付面積、現に管理する大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第二項の規定により免許を取り消したとき、又は前項の規定による届出があつたときは、大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消するものとする。

第十六条 大麻草採取栽培者の有効期間が満了した者（引き続き免許を受けている者を除く）、第十二条の二第一項又は前条第二項の規定による免許の取消しを受けた者及び同条第三項の規定により届け出なければならない者（以下この条において「免許期間満了者等」という。）については、免許期間満了者等がこれらの事由の生じた日から五十日以内に、その所有し、又は管理する大麻を大麻

草栽培者又は麻薬研究施設（麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第二十三号に規定する麻薬研究施設をいう。）の設置者に譲り渡す場合に限り、その譲渡し及び譲受けについては、同法第二十一条第一項及び第二十六条第三項の規定を適用せず、また、免許期間満了者等の当該大麻の所持については、同期間に限り、同法第二十八条第一項の規定を適用しない。

2 免許期間満了者等が前項の規定により同項の大麻を譲り渡したときは、十五日以内に、当該大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章 大麻草研究栽培者

第十三条から第六条までを次のように改める。

第十四条 大麻草研究栽培者にならうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の免許（以下この章において単に「免許」という。）を受けなければならぬ。

2 第五条第二項（第七号を除く。）、第六条及び第七条の規定は、大麻草研究栽培者に係る免許について準用する。この場合において、これらの規定中「大麻草研究栽培者名簿」とあるのは、「大麻草研究栽培者名簿」と、「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第五条第二項第一号及び第七条第五項中「第十二条の三第一項」とあるのは、「第十七条第一項において準用する第十二条の三第一項」と、「第六条第一項中「都道府県」とあるのは、「厚生労働省」と読み替えるものとする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定に基づき免許を与えたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

4 免許を申請する者は第二項において準用する第七条第三項の規定により免許証の再交付を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第十五条 免許の有効期間は、当該免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

2 大麻草研究栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、その免許の有効期間について、その翌年の一月三十一日までに、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

3 当該有効期間中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量

4 当該有効期間の末日に所持した大麻の品名及び数量

5 その他厚生労働省令で定める事項

2 厚生労働大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、同項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知するものとする。

3 当該有効期間中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量

4 当該有効期間の末日に所持した大麻の品名及び数量

5 その他厚生労働省令で定める事項

【第二章 大麻草採取栽培者】を【第二章 第一種大麻草採取栽培者】に改める。

第五条第一項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同条第二項第一号中「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に改め、同項第五号中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

第六条第一項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条第三項中「大麻草採取栽培者は、大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者は、第一種大麻草採取栽培者名簿」に改める。

第七条第一項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条第三項及び第四項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同条第五項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に改める。

第九条中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同条第二号中「大麻」の下に「及び第十八条に規定する方法による処理をしていない大麻草の種子（以下「発芽不能未処理種子」という。）」を加え、同条第四号及び第五号中「大麻」の下に「及び発芽不能未処理種子」を加える。

第十一条第一項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同項第一号中「大麻」の下に「及び発芽不能未処理種子」を加え、同項第三号中「大麻」の下に「発芽不能未処理種子及び麻葉（第十二条の四第一項に規定する加工の過程において製造された麻葉及び向精神薬取締法別表第一第四十二号及び第四十三号に掲げる物に限る。以下同じ。）」を加え、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 播種した発芽不能未処理種子の品名及び数量並びにその年月日

第十一条第二項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

第十二条及び第十二条中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

第十二条の二第一項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に「につき」を「発芽不能未処理種子及び麻葉につき」に「の品名」を「発芽不能未処理種子及び麻葉の品名」に改める。

改める。

第十二条の五第一項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に「大麻栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に「大麻」を「大麻及び麻葉」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「とき」の下に「又は前項の規定により同項の発芽不能未処理種子を譲り渡したとき」を「当該大麻」の下に「又は当該発芽不能未処理種子」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 免許期間満了者等は、前項に規定する事由の生じた日から五十日以内に、その所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

改める。

第十二条の四第一項及び第三項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に「大麻」

を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条第四項中「大麻草採取栽培者名簿」に「許可」を「都道府県知事の許可」に改め、同条第二項中「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、同条三次に次の二項を加える。

3 厚生労働大臣は、第一種大麻草採取栽培者が、この法律の規定若しくはこの法律に規定する厚生労働大臣の許可に付した条件に違反したとき、又はその業務に関し犯罪若しくは不正の行為をしたときは、第十二条の四第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて、同項の規定による大麻草の加工の中止を命ずることができる。

第十二条の三を第十二条の六とし、第十二条の二の次に次の三条を加える。

第十二条の三 第一種大麻草採取栽培者は、麻葉及び向精神薬取締法別表第一第四十二号に掲げる物の含有量が政令で定める基準を超えない大麻草の種子その他厚生労働省令で定める物を使用して大麻草を栽培しなければならない。

第十二条の四 第一種大麻草採取栽培者は、大麻草の成分の抽出その他厚生労働省令で定める行為を含む。以下この項及び第三項において同じ。をようとするときは、一月から六月まで及び七月から二月までの期間（同項において「半期」という。）ごとに、加工のために使用する大麻草の品名及び数量並びに加工をする品目その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、大麻草の種子又は成熟した茎の加工をする場合であつて厚生労働省令で定めるときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により許可を受けた第一種大麻草採取栽培者は、当該許可を受けた半期の期間経過後三十日以内に、加工のために使用した大麻草の品名及び数量並びに加工をした品目その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の規定に基づき許可を与えたとき、又は前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨及びその内容を都道府県知事に通知するものとする。

第十二条の五 第一種大麻草採取栽培者は、その所有する麻葉を、当該者が当該麻葉を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。

第十三条 大麻草研究栽培者」を「第三章 第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者」に改める。

第十三条第一項中「大麻草研究栽培者」を「第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者」に改め、同条第二項中「第七号を除く。」を削り、「規定は」の下に「第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者」を加え、「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に「大麻草研究栽培者名簿」に「第二種大麻草採取栽培者名簿又は大麻草研究栽培者名簿」に「第五条第二項第一号及び第七条第五項」を「第五条第二項中「各号」とあるのは「各号（大麻草研究栽培者の免許にあつては、第七号を除く。）」と、同項第一号に「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に改め、第十七条第一項の下に「又は第二項」を「厚生労働省」の下に「と、第七条第五項中「第十二条の六第一項」とあるのは「第十七条第一項若しくは第二項において準用する第十二条の六第一項」を加える。

第十五条第一項中「大麻草研究栽培者」を「第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「大麻」の下に「及び発芽不能未処理種子」を加える。

第十六条中「栽培地において現に生育するものを除く。」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第二種大麻草採取栽培者は、その所有する麻葉を、当該者が当該麻葉を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた堅固な設備内に収めて保管するとともに、その所有する大麻（栽培地において現に生育するものを除く。）を、当該者が当該大麻を業務上取り扱う事務所内の鍵をかけた設備内に収めて保管しなければならない。

第十七条第二項第一号中「前項」を「前二項」に、「第十二条の三第一項」を「第十二条の六第一項」に改め、同項第二号中「前項」を「前二項」に、「第十二条の四第二項」を「第十二条の七第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項中「及び第十二条の三から第十二条の五まで」を「第十二条の六第一項及び第二項、第十二条の七並びに第十二条の八」に、「第十二条の三第一項」を「第十二条第一項第二号中「発芽不能未処理種子及び麻葉(第十二条の四第一項に規定する加工の過程において製造された麻葉及び向精神薬取締法別表第一第四十二号及び第四十三号に掲げる物)に限る。以下同じ。」とあるのは、「及び発芽不能未処理種子」と、第十二条の二第一項並びに第十二条の七第一項及び第三項中「発芽不能未処理種子及び麻葉」とあるのは、「及び発芽不能未処理種子」と、第十二条の六第一項に、「第十二条の四第四項」を「第十二条の七第四項」に、「大麻草採取栽培者名簿」を「第一種大麻草採取栽培者名簿」に改め、「管理する者」との下に、「第十二条の八第一項中「第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者」とあるのは、「大麻草栽培者、大麻草製造業者(麻葉及び向精神薬取締法第一条第一項第十二号に規定する麻葉製造業者をいう。)と、「当該大麻及び麻葉」とあるのは、「当該大麻」とを加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

第六十一条から第十二条まで、第十二条の二第一項、第十二条の四(第四項を除く。)及び第十二条の六から第十二条の八までの規定は、第一種大麻草採取栽培者について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第十二条の六第一項中

「第五条第二項第二号」とあるのは、「第十三条第二項において準用する第五条第一項第二号」と、「免許」とあるのは、「免許(第十三条第一項に規定する免許をいう。以下同じ。)」と、同条第二項及び第十二条の七第四項中「第一種大麻草採取栽培者名簿」とあるのは、「第二種大麻草採取栽培者名簿」と、第十二条の八第一項中「又は管理する大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は」とあるのは、「若しくは管理する大麻を第二種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者、麻葉製造業者(麻葉及び向精神薬取締法第二条第一項第十二号に規定する麻葉製造業者をいう。以下同じ。)若しくは」と、「の設置者」とあるのは、「以下同じ。」の設置者に譲り渡す場合又はその所有し、若しくは管理する麻葉を麻葉製造業者若しくは麻葉研究施設の設置者」と、「麻葉」とあるのは、「当該麻葉の」と、同条第三項中「大麻を」とあるのは、「大麻若しくは麻葉を」と、「当該大麻」とあるのは、「当該大麻若しくは麻葉」と読み替えるものとする。

(第四章 監督)を「第四章 大麻草の種子の取扱い」に改める。

第十八条から第二十一条までを次のように改める。

第十八条 大麻草栽培者は、大麻草の種子を譲り渡す場合には、厚生労働省令で定める方法により当該種子が発芽しないように処理しなければならない。ただし、他の大麻草栽培者に当該種子を譲り渡す場合は、この限りでない。

第十九条 発芽不能未処理種子は、輸入してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 大麻草栽培者が輸入する場合

2 前項ただし書の許可(同項第二号に係るものに限る。次項において同じ。)を受けた者は、発芽不能未処理種子を輸入した日から三月以内に、同号に規定する方法による処理をしなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項ただし書の許可を受けようとする者が前項の規定に違反して刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過していないときは、当該許可をしないことができる。

第二十条 第十八条に規定する方法による処理をした大麻草の種子は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣から当該処理がされた大麻草の種子である旨の證明書の交付を受けた者でなければ、これを輸入してはならない。

第二十一条 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻草の種子について必要な処分をすることができる。

第四章中第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十一条の二 厚生労働大臣は、この法律の規定にかかるわらず、大麻草に関する犯罪鑑識の用に供する目的で大麻草の種子を輸入し、又は譲り受けることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により輸入し、又は譲り受けた大麻草の種子を、大麻草に関する

犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3 前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生労働大臣から交付を受けた大

麻草の種子を、大麻草に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は栽培することができる。

4 第二項の規定により厚生労働大臣から大麻草の種子の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに、大麻草に関する犯罪鑑識のため使用した大麻草の種子の品名及び数量並びにその年月日その他の厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

第二十一条の三 同一人が「以上の大麻草栽培者の免許を有する場合には、この法律中発芽不能未処理種子の譲渡し及び譲受けに関する規定の適用については、その資格」とに、それぞれ別個の者とみなす。

第二十二条の四を第二十二条の五とする。

第二十二条の三中「第十二条の五第二項及び第二十二条第一項」を「第十二条の八第三項及び前二項」に改め、同條を第二十二条の四とし、第二十二条の二の次に次の二条を加える。

第二十二条の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため特に必要があると認めるとときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求める、又は麻葉取締官若しくは麻葉取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻葉に係る場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻葉を無償で収去させることができる。

2 麻葉取締官又は麻葉取締員その他の職員が前項の規定により立ち入り検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十四条の二を次のように改める。

第二十四条の二 第十二条の三第一項の規定に違反した者は、七年以下の拘禁刑に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処し、又は情状により一年以上十年以下の拘禁刑及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の六第一号中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同條第二号中「第十一

二条の三第一項(第十七条第一項)を「第十二条の六第一項(第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)又は第三項(第十七条第一項)に改め、同号を同条第三号とし、同條第一号の次に次の二号を加える。

4 第十八条の規定に違反して、大麻草の種子を譲り渡したとき。

5 第十九条第一項の規定に違反して同項ただし書の許可を受けないで発芽不能未処理種子を輸入し、又は同條第二項の規定に違反したとき。

第二十四条の七第一項中「第二十四条の三」を「から第二十四条の三まで」に改め、「前条第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、「大麻草又は」を「大麻草」に、「大麻」を「大麻又は同条第四号若しくは第五号の罪に係る大麻草の種子で」に改め、同條第二項中「罪」の下に「第二十

四条の二及び」を加える。

第二十五条第二号から第四号までの規定中「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五号中「第十二条の四第一項」を「第十二条の七第一項」に「第十二条の五第二項」を「第十二条の八第三項」に改め、「第十七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第六号中「第十六条」を「第十二条の五又は第十六条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の二号を加える。

六 第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をする場合において虚偽の報告をしたとき。

第二十五条次の二号を加える。

八 第十二条の八第二項（第十七条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第二十五条の二中「第十二条の二第一項、第十二条の四第三項又は第十二条の五第二項（これらは規定を第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次の各号を加える。

二 第十二条の二第一項、第十二条の七第三項又は第十二条の八第三項（これらの規定を第十二条の二第一項、第十二条の七第三項又は第十二条の八第三項（これらは規定による届出をしなかつたとき。

二 第十二条の四第三項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告をしなかつたとき。

二 第十二条の一号の次に次の二号を加える。

第二十七条中「第二十四条の二第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第二十四条の六」を「第二十四条の二第二項若しくは第三項（同条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

第三条 大麻及び向精神薬取締法（昭和十八年法律第十四号）の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

二 第二十条の規定に違反したとき。

二 第二十六条第一号中「第二十一条第一項」を「第二十二条の二第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十七条中「第二十四条の二第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第二十四条の六」を「第二十四条の二第二項若しくは第三項（同条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

二 第二十六条第一号中「第二十一条第一項」を「第二十二条の二第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十七条中「第二十四条の二第二項若しくは第三項（同条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしなかつたとき。

第三条第三項第三号中「大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に「その違反行為」を「当該違反行為」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

第三条第二項に次の二号を加える。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十四条第一項第二号及び第三号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項に次の二号を加える。

四 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項又は第五項に規定する目的のために所持する大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは人

麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合

第二十四条第二項中「前項ただし書」の下に「（第一号から第三号までに係る部分に限る。）」を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第十一項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

四 第二十五条の見出し中「譲渡」を「譲渡し」に改め、同条中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

四 第二十六条の見出しを「譲受け」に改め、同条第一項中「又は麻薬研究施設の設置者」を「麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第二号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「その処方せん」を「当該麻薬処方箋」に改め、同条第一項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第三項中「又は麻薬研究施設の設置者」を「麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者」に、「譲渡」を「譲渡し」に改める。

四 第二十七条の見出し中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第一項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同項ただし書中「但し、左に」を「ただし、次に」に改め、同項第三号中

に改め、同条第一項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同条第二項中「麻薬処方せんが第二項」を「麻薬処方箋」に改め、同条第三項及び第四項中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第五項中「第四項」を「前項」に改め、同条第六項中「処方せんを」を「処方箋」に、「その処方せん」を「当該処方箋」に、「並びに」を「及び」に改める。

四 第二十八条第一項各号中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項に次の二号を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

三 大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、それぞれ大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第四項又は第五項に規定する目的のために大麻を所持する場合

第二十八条第二項中「前項ただし書」の下に「（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」を加え、「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

三 第二十九条中「者は、」を「者（大麻を廃棄しようとする大麻草栽培者を除く。）は、廃棄する」に改め、同条ただし書中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改める。

三 第三十二条第一項中「次項において同じ」を「」及び大麻草栽培者（次項において「麻薬業者等」という。）に改め、同条第二項中「前項の」を削り、「麻薬業者」を「麻薬業者等」に、「同項」を「前項」に改める。

三 第三十四条第二項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に、「かぎ」を「鍵」に改める。

第三十五条第一項中「すみやかにその」を「速やかに当該」に、「届け出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条第一項中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に、「その麻薬」を「当該麻薬」に改める。

六 大麻草研究栽培者が、大麻草の栽培の規制に関する法律第二条第六項に規定する目的のために所持する大麻を大麻草栽培者、麻葉製造業者又は麻葉研究施設の設置者に譲り渡す場合 第二十八条第一項第三号を次のように改める。

二 第一種大麻草採取栽培者が、製品原材料大麻又は第二十一条第一項第二号に掲げる場合における麻葉を所持する場合 第二十八条第一項に次の二号を加える。

四 第二種大麻草採取栽培者が、医薬品原料大麻又は第二十条第一項第一号に掲げる場合における麻葉を所持する場合 第二十九条第一項に次の一項を加える。

五 大麻草研究栽培者が、大麻草を研究する目的のために大麻を所持する場合

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条及び第二十九条の規定 公布の日

二 第二条及び第四条並びに附則第四条、第五条第三項及び第十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(大麻栽培者等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行による改正前の大麻取締法（以下「第一改正前大麻法」という）第二条第二項に規定する大麻栽培者及び同条第三項に規定する大麻研究者については、その免許の有効期間内は、第一改正前大麻法第三条（栽培に係る部分を除く）及び第四条第一項第一号の規定を除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者については、その免許の有効期間内は、当該大麻栽培者を第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「第一改正後大麻法」という）第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者と、当該大麻研究者を同条第五項に規定する大麻草研究栽培者とみなして、第三条の規定による改正後の麻葉及び向精神葉取締法第二十四条第一項、第二十六条第一項及び第二項、第二十八条第一項、第二十二条並びに第六十二条第一項の規定を適用する。

(大麻草採取栽培者等に関する経過措置)

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という）の前において免許を受けている第一條改正前大麻法第二条第四項に規定する大麻草採取栽培者及び同条第五項に規定する大麻草研究栽培者については、第二条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「第二改正後大麻法」という）及び第四条の規定による改正後の麻葉及び向精神葉取締法の規定にかかわらず、その免許の有効期間内は、なお従前の例による。

(刑法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下「この条例における第一條改正後大麻法第二十四条の六、第二十五条及び第二十五条の二の規定の適用について」）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第一條改正後大麻法第二十四条の六、第二十五条及び第二十五条の二の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行

2 第二号施行日が刑法施行日前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第一條改正後大麻法第二十四条の二、第二十四条の六、第二十五条及び第二十五条の二の規定の適用については、これららの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(準備行為)

第六条 第一条改正後大麻法第五条第一項又は第十三条第一項の免許を受けようとする者は、施行日前においても、これらの規定の例により、都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、これらの免許を申請することができる。

第七条 第二条改正後大麻法第五条第一項若しくは第十三条第一項の免許、第二条改正後大麻法第九条第一項ただし書の許可又は第一條改正後大麻法第二十一条の証明書の交付を受けようとする者は、第二号施行日前においても、これらの規定の例により、都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、これらの免許、許可又は証明書の交付を申請することができる。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為、附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一大麻取締法（昭和二十三年法律第五百二十四号）の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「第四条第二項、第十四条、第十六条第一項」を「第九条（第二号から第五号までに係る部分に限る）、第十一條から第十二条の二まで、第十二条の五第二項」に改める。

第十条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十二年法律第五百二十四号）の項中「第十二条の五第二項及び第二十二条第一項」を「第十二条の八第二項及び第二十二条の三第一項」に改める。

の規制に関する法律（昭和二十三年法律第五百二十四号）に、「第四条第二項、第十四条、第十六条第一項」を「第九条（第二号から第五号までに係る部分に限る）、第十一條から第十二条の二まで、第十二条の五第二項」に改める。

第十一条 次に掲げる法律の規定中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。

一 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第五百三十一号）第三百五十条の二第二項第四号口

二 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十四条第三号

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）別表第十号

(刑事訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一條改正前大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第五百二十四号）の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第五百二十四号）に、「第四条第二項に係る部分に限る」の規定による改正後の刑事訴訟法第三百五十条の二（第二項第四号口に係る部分に限る）の規定の適用については、大麻草の栽培の規制に関する法律の罪とみなす。

2 前条（第二号に係る部分に限る）の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第五百二十四号）に、「第四条第二項に係る部分に限る」の規定による改正後の刑事訴訟法第三百五十条の二（第二項第四号口に係る部分に限る）の規定の適用については、大麻草の栽培の規制に関する法律の罪にした行為により同条第三号に該当する者について適用し、施行日前にした行為に係る許可の制限については、なお従前の例による。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十三条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第二条第一項第六号中「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に定める大麻」を削る。

第五条第一項第六号中「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に定める大麻」を削る。

第二十四条 第二号中「大麻取締法」を「大麻の栽培の規制に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十四号)」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日前に第一条改正前大麻法の規定に違反する行為を行い、施行日前又は施行日以後に有罪の判決を受けた者に対する退去強制については、なお従前の例による。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五条)の一部を次のように改正する。

第二条第十五項中「大麻取締法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する大麻」を削る。

(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和四十八年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、「規定する麻薬」の下に「(同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む。)」を加える。

(たばこ事業法の一部改正)

第十七条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項中「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第一条に規定する大麻」を削り、「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改める。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)次条において「麻薬特例法」という。)の一部を次のように改正する。

第一条中「大麻取締法」を「大麻の栽培の規制に関する法律」に改める。

第一条第一項中「大麻取締法に規定する大麻」を削り、同条第三号中「大麻取締法」を「大麻の栽培の規制に関する法律」に改め、「第二十四条の二又は第二十四条の七」を削り、同

項第六号中「大麻取締法第二十四条の四」を「大麻の栽培の規制に関する法律第二十四条の三」に改め、同項第七号中「大麻取締法第二十四条の六」を「大麻の栽培の規制に関する法律第二十一条第二項」に改める。

第五条中「一千万円」を「千円」に改め、同条第二号中「大麻取締法」を「大麻の栽培の規制に関する法律」に改め、「又は第二十四条の二(所持に係る部分を除く。)」を削る。

第十九条 前条の規定による改正後の麻薬特例法(以下この条において「改正後麻薬特例法」という。)の規定(附則第八条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。)の適用については、附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四、第二十四条の六及び第二十四条の七の罪は改正後麻薬特例法第二条第二項に規定する薬物犯罪と、附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条の六の罪に係る資金は改正後麻薬特例法第一条第三項の資金とみなす。

2 改正後麻薬特例法第八条第一項及び第二項(所持に係る部分に限る。)の規定は、施行日前に第一

条改正前大麻法に規定する大麻として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品に関して施行日以後にした行為に対しても、適用する。

第二十四条 第二項(大麻の所持等)又は第二十四条の三第一項(大麻の使用等)を「大麻の栽培(栽培)又は第二十四条の六第一号(大麻の持出)」に改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条第一項、第二十四条の二第一項及び第二十四条の三第一項の罪は、前条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第六条の二並びに別表第三及び別表第四の規定の適用については、同法別表第三に掲げる罪とみなす。

(犯罪捜査のための通信傍聴に関する法律の一部改正)

第二十二条 犯罪捜査のための通信傍聴に関する法律(平成十一年法律第二百三十七号)の一部を次のようにより改正する。

別表第一第一号中「大麻取締法」を「大麻の栽培の規制に関する法律」に、「栽培、輸入等」又は第二十四条の二(所持、譲渡し等)を「大麻の栽培」に改める。

(犯罪捜査のための通信傍聴に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条及び第二十四条の二の罪は、前条の規定による改正後の犯罪捜査のための通信傍聴に関する法律第三条、第十五条及び別表第一の規定の適用については、同表に掲げる罪とみなす。

(武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

第二十四条 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第二百七十七条)の一部を次のように改正する。

第二百七十四条第一項中「第二条第二十二号」を「第二条第一項第二十二号」に、「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に改める。

(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律の一部改正)

第二十五条 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成二十五年法律第五十号)の一部を次のように改める。

第二条第一項中「大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に規定する大麻」を削り、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

(一部執行猶予法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法第二十四条の二第一項(所持に係る部分に限る。)の罪又はその未遂罪は、適用し、一部執行猶予法第五条第一項の規定は、第一条改正前大麻法第二十四条の二第一項の罪又はその未遂罪を犯した者に係る一部執行猶予法第三条の規定により読み替えて適用される刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条の二第一項の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しついても適用する。

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）
「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。
(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等の大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備

現状及び課題

- 従来、大麻については医療上の有用性がないと考えられており、**大麻取締法では、大麻から製造された医薬品の施用等が禁止**されている。しかしながら、近年、大麻草から製造された医薬品が、米国を始めとする欧米各国において承認されている。また、麻薬に関する国際条約である麻薬単一條約においても、大麻に関する規制の分類が変更され、**国際的にも大麻の医療上の有用性が認められた**。
- 日本においても、**大麻草から製造された医薬品である「エピディオレックス」について、国内で治験が開始**されているが、上記のとおり施用等が禁止されているため、仮に医薬品として薬事承認された場合でも、医療現場において活用することができない。
※「エピディオレックス」
諸外国で承認されている大麻草由来医薬品の一つ。既存のてんかん薬に強い抵抗性を示す難治性のてんかん患者に対し、長期に発作頻度を大きく低下させる。日本における適用患者数は、推計で2万人～4万人。

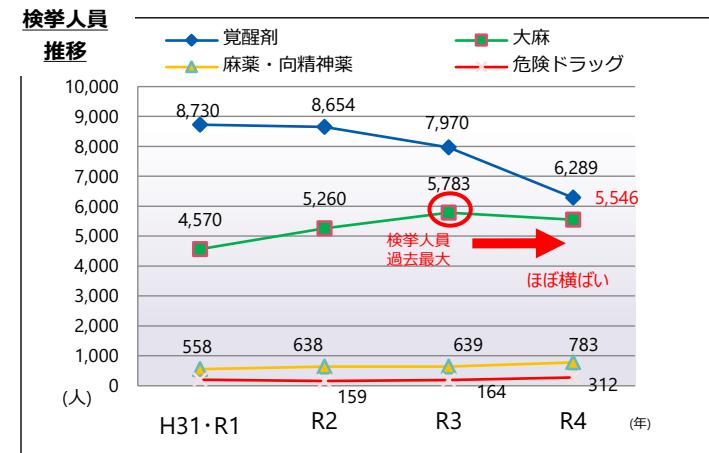
改正の内容

- 国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするため、**大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用の禁止規定を削除**。
- 大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）について、**麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という）における麻薬の一つとして位置付ける**。
- これにより、大麻草から製造された医薬品（THCを含有するもの）は、麻薬として、麻向法の免許制度の下で適正に管理、流通及び施用を可能とする。

2. 大麻等への施用罪の適用等に係る規定の整備

現状及び課題

- 薬物事犯の検挙人員のうち、**大麻事犯の検挙人員**が令和3年まで8年連続で増加し、令和4年も依然として高水準で推移。また、年齢別では、30歳未満が約7割となっており、**若年層における大麻乱用が拡大**している。
- 大麻について、他の規制薬物と異なり、その**使用について禁止規定及び罰則が設けられていない**。大麻に使用罪がないことが使用へのハードルを下げているという調査結果が得られている。さらに、その所持に関する証拠が十分ではない場合、大麻の使用を取り締まることができない。
- 大麻は葉や花穂など、特定の部位に対する規制がなされているが、麻薬の場合には、有害成分を含有するか否かで規制されているという違いがある。
- 現行法で麻薬成分ではないカンナビジオール（CBD）自体の規制や製品中に微量に残留するTHCの規制が明確ではない。



改正の内容

- 大麻等を麻薬として位置付け、その不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、**麻向法の禁止規定及び罰則（施用罪）を適用**（7年以下の懲役刑）。
※ 大麻等の不正な所持、譲渡や輸入等の規制も、麻向法に基づく規制・罰則に移行（大麻所持：5年以下の懲役→ 7年以下の懲役）。
- 麻向法の有害成分規制への移行に伴い、麻薬成分ではない大麻草由来製品（例：カンナビジオール（CBD）製品）は、葉や花穂から抽出されたものも流通及び使用が可能となることから、保健衛生上の危害の発生を防止するため、当該製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けるとともに、市場流通品の監視指導を徹底する。
※ 限度値や限度値を担保する検査法などは、追って公表。民間の製品検査体制は、麻薬研究者免許を取得した検査事業者等により実施。
- 大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に大麻成分（麻薬）を生じ得る一部の成分（例：THCA）について、麻薬とみなして規制を行う。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

現状及び課題

- 大麻栽培者（都道府県知事による免許制）について、昭和29年以降大きく減少を続け、令和3年では27名にまで減少しており、神事・祭事への大麻草の利用などの**伝統的な麻文化の継承も困難**になっているという指摘がある。
- 近年、**大麻草の活用方法が変化**（例：医薬品、CBD、バイオプラスチックなど）しているが、**栽培免許の栽培目的が対応していない**。
- 欧米では、大麻草の栽培に関し、**大麻草の有害成分の濃度の上限値を設けて、安全性を確保**しているが、日本では盜難防止等の栽培管理規制が中心になっており、栽培者の負担が大きい。

改正の内容

- 大麻取締法は、主として大麻草の栽培規制に関する法律となるため、「**大麻草の栽培の規制に関する法律**」に変更。
- 大麻草の栽培免許について、「**大麻草の製品の原材料とする場合**」（第一種）と「**医薬品の原料とする場合**」（第二種）に区分する。さらに、大麻草からの成分抽出等の加工（纖維の採取等を除く）は、上乗せで、許可制度を設定。
- **第一種免許**の下で栽培可能な大麻草について、**有害成分（THC）の濃度が基準値以下の大麻草から採取した種子等※を用いて栽培**しなければならない管理方法とし、行政が定期的に収去検査を実施。栽培者に対する行政への報告事項の追加、帳簿の備付け、廃棄の届出、保管義務等の規定を整備。

※ サンプリングのガイドラインを作成する他、上限値以下の大麻草から採取された種子等の検査を担う登録検査機関を別途定める。

<現行>		
	目的	免許権者
大麻栽培者免許	纖維・種子を採取する目的	都道府県知事 (有効期間1年)



<改正後>		目的	免許権者	有害成分の規制
第一種大麻草採取栽培者免許	大麻草の製品の原材料	都道府県知事 (有効期間3年)	基準値以下の大麻草の種子等を用いて栽培	
第二種大麻草採取栽培者免許	医薬品の原料	厚生労働大臣 (有効期間1年)	医薬品原料のため基準値を超える栽培も可能	

- 大麻草採取栽培者等が厚生労働大臣の許可を受けた場合に、発芽可能な大麻草の種子の輸入を可能にする。大麻草採取栽培者による発芽可能な種子の譲渡は、他の大麻草採取栽培者による栽培目的等に制限する。
- 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。